

# 危険物施設の定期点検について

## 定期点検の必要性

危険物施設における火災・漏えい事故の原因は、火災では管理・確認不十分等の人的要因が、漏えいでは腐食劣化等の物的要因によるものが多くなっております。

これら危険物施設において発生する火災、漏えいなどの事故は、人命や財産に大きな被害を与えるばかりでなく、環境汚染など周囲に多大な影響を与えることとなります。施設の異常を早期に発見し、被害を最小限に留めるためには、日常点検はもちろん、「定期点検」を適正に実施することが重要です。

## 定期点検が必要な施設

消防法第 14 条の 3 の 2 では、定期点検の必要な施設の所有者等は、その施設を定期に点検し、点検記録を作成し、一定期間これを保存することを義務付けております。これに反し、点検を実施せず、虚偽の点検記録を作成し又は点検記録を保存しなかった場合には、罰則が適用されることもあります。点検が必要となる施設は以下のとおりです。

### 定期点検が必要となる施設

施設区分	条件
製造所	地下タンクを有するもの
	指定数量の倍数が 10 以上
屋内貯蔵所	指定数量の倍数が 150 以上
屋外タンク貯蔵所	指定数量の倍数が 200 以上
屋外貯蔵所	指定数量の倍数が 100 以上

地下タンク貯蔵所	すべての施設
移動タンク貯蔵所	すべての施設
給油取扱所	地下タンクを有するもの
一般取扱所	指定数量の倍数が 10 以上及び地下タンクを有するもの 指定数量の倍数が 30 以下で、かつ、引火点が 40 以上の第 4 類の危険物のみを容器に詰め替える一般取扱所を除く。

## 具体的な実施項目

定期点検において点検すべき内容、点検を実施することができる者、点検の実施時期等は「危険物の規制に関する規則」に定められています。

点検すべき内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>位置、構造及び設備が技術上の基準に適合しているか否かについて実施する。</li> </ul>
点検を実施することができる者	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険物取扱者</li> <li>危険物施設保安員</li> <li>危険物取扱者の立会いを受けた者</li> </ul>
点検の実施時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 年に 1 回以上</li> </ul>
点検記録の記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>点検を実施した製造所の名称</li> <li>点検の方法及び結果</li> <li>点検年月日</li> <li>点検を行った危険物取扱者若しくは危険物施設保安員又は点検に立ち会った危険物取扱者の氏名</li> </ul>
点検記録の保存期間	3 年間（消防署に報告する義務はありません。）

## 定期点検記録表

総務省消防庁からの通知「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」（平成 3 年 5 月 28 日付け、消防危第 48 号消防庁危険物規制課長通知）で示されています。

各定期点検表には、「別記 1-1(積載式移動タンク貯蔵所の定期点検表は「別記 1-2」)」の表紙を添付しています。

屋内（外）消火栓設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、自動火災報知設備、パッケージ型泡消火設備、固定式泡消火設備及び電気防食施工施設の各定期点検は、製造所等の定期点検と併せて実施し、定期点検記録表も一緒に保管して下さい。

## 特定の施設に定められている点検項目

災害発生防止の観点から、定期点検記録表の項目を補完する点検を実施しなければならない施設があります。

該当する施設は、「危険物の規制に関する規則」において定められており、一定の屋外タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所、地下貯蔵タンク（地下埋設配管）を有する施設で実施しなければなりません。

地下貯蔵タンク及び地下埋設配管を有する施設において、地下埋設箇所に腐食劣化による穴が生じ、危険物が流出する事故が多く発生しています。地下埋設箇所は、目視では発見することができないため、「漏れの点検」の実施が定められています。

## 地下貯蔵タンク等の「漏れの点検」とは？

地下貯蔵タンク（地下埋設配管）を有する施設においては、「漏れの点検」を実施しなければなりません。「漏れの点検」はガスや液体により、タンク及び配管に気密漏洩がないかを確認する点検です。

具体的な方法としては、総務省消防庁から「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」（平成 16 年 3 月 18 日付、消防危第 33 号消防庁危険物保安室長通知）により示されております。

## 点検方法

「漏れの点検」の方法は、「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」において、ガス加圧法、液体加圧法、微加圧法、微減圧法等によることと定めています。ただし、二重殻タンク（タンクが二重構造となっており、強化プラスチックを使用した

ものなど)の外殻の点検は、点検方法が若干異なり、ガス加圧法、減圧法等により実施します。

## 点検実施者

危険物取扱者、危険物施設保安員又は危険物取扱者の立会いを受けた者であり、かつ、「点検の方法に関する知識及び技能を有する者」が実施しなければなりません。

「点検の方法に関する知識及び技能を有する者」とは、財団法人全国危険物安全協会により実施されている「地下タンク等定期点検技術者講習」の修了者等が該当します。なお、地下タンク等定期点検技術者講習については、財団法人全国危険物安全協会にお問い合わせ下さい。

## 点検実施時期

原則1年に1回以上実施しなければなりません。ただし、完成検査日や地下貯蔵タンクの取替からの経過年数により、3年に1回以上となる場合があります。

点検周期に関する詳細は次ページをご覧ください

## 異常が発見された場合は？

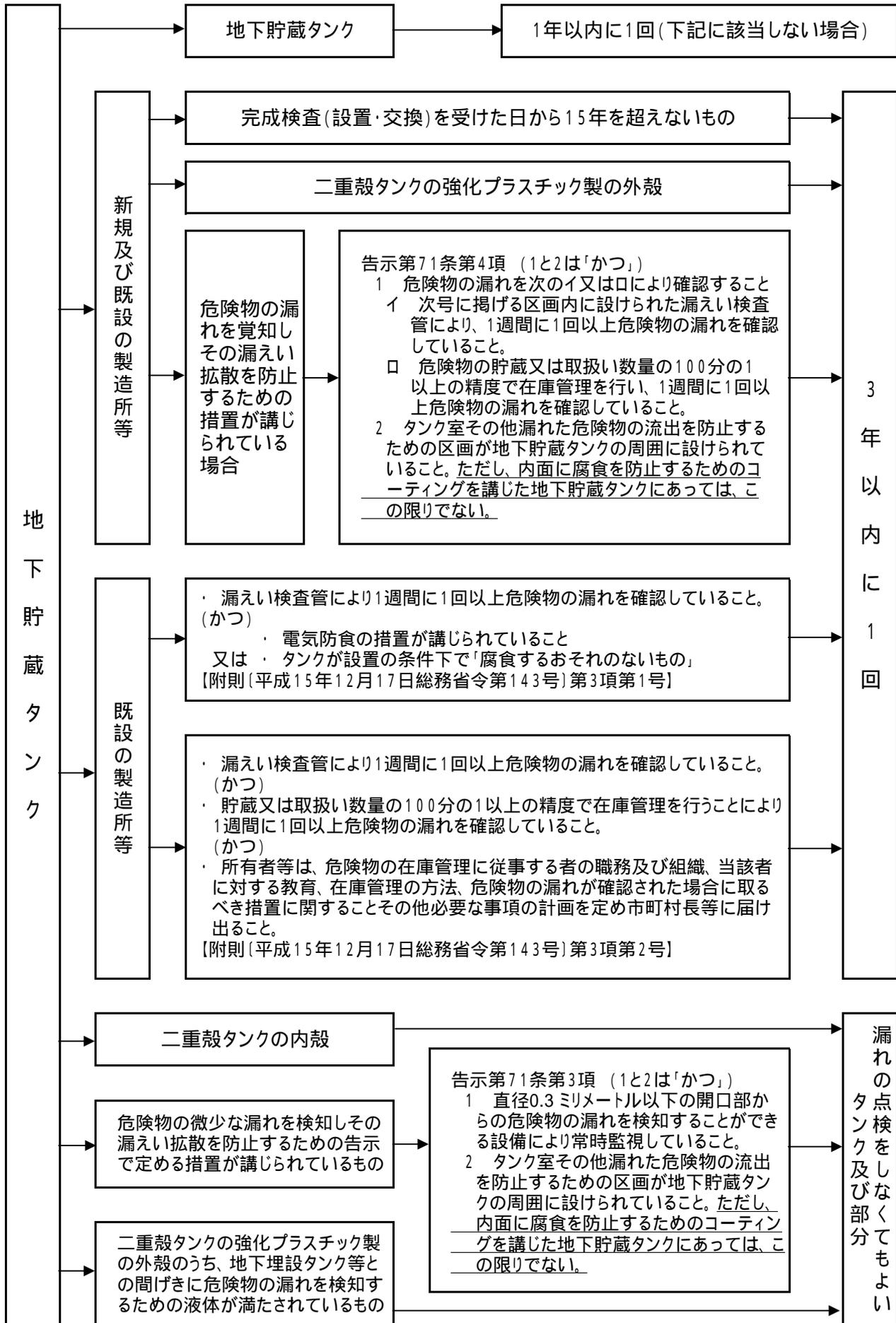
定期点検で異常が発見された場合、もしくは技術上の基準に適合しない状態が判明した場合は、速やかに管轄する消防又は消防本部予防課へ連絡をしてください。

改修工事を行う場合、内容によっては変更許可申請や軽微な変更届出が必要となる場合があります。

## 日常点検の重要性

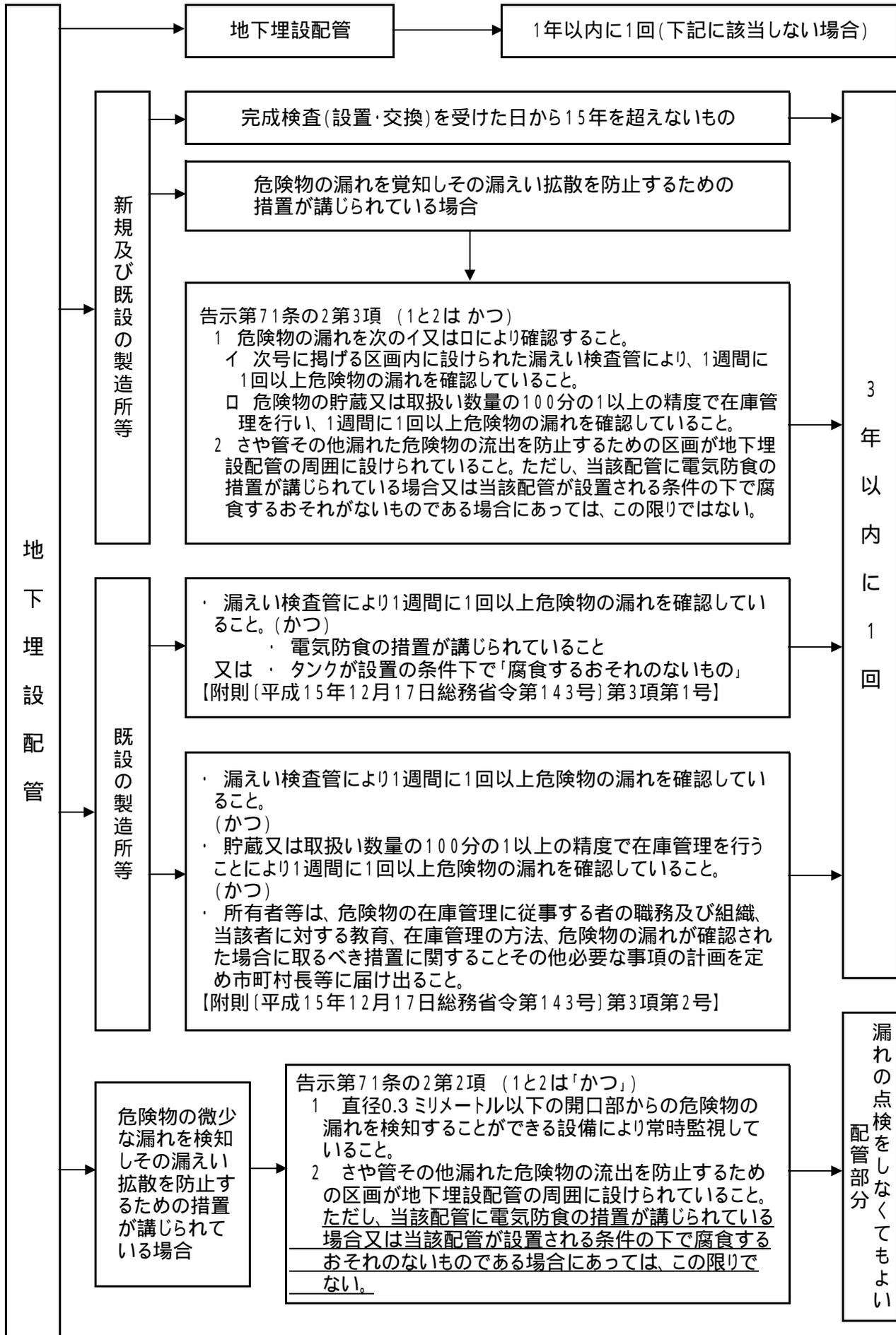
事故の未然防止、異状の早期発見には定期点検(法定点検)のみならず、日常点検(自主点検)を行うことが有効です。特に設備機器の不具合の場合、腐食劣化による危険物の漏えい事故が多く発生しておりますので、始業時、終業時等に設備機器点検や危険物の在庫管理を実施し、事故の未然防止に努めましょう！

地下貯蔵タンク等の定期点検（漏れの点検）



既設とは、平成16年3月31日時点で設置の許可を受け、又は許可の申請がされていたもの

地下埋設配管に係る定期点検（漏れの点検）



既設とは、平成16年3月31日時点で設置の許可を受け、又は許可の申請がされていたもの